

■R4.7.12 主管課長会議 議案説明担当市割振り表

○以下の項目については、主管課長会議にて、**説明担当市から、提言や修正の趣旨等について、詳細な説明をお願いする予定です。**
ご準備等について、よろしくお願ひします。

※説明担当市は、提言や修正の内容等によって、選定しております。(議案の担当市とは異なる場合がございますが、予め、ご了承ください。)

(審議事項)

議案番号	国	ページ	県	ページ	件名	区分	説明担当市	審議のポイント	参考資料
1号	1-(1)、(2)	3	1-(1)、(2)	93	医療提供体制の確保について	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
1号			2	94	検査体制等の強化について	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
1号	3	4			クルーズ船等の対応について	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
1号			3	94	感染者発生状況公表の見直しについて	新規	大村市	新規議案であることから、その必要性について審議するもの	参考資料1
1号	4-(1)、(2)	5	4-(1)、(2)	95	地方財源の確保について	修正	佐世保市	内容修正について、審議するもの。	
2号	1-(1)-④	6	1-(1)-④	96	(1)都市財税財源の充実強化について ④固定資産税の現行制度堅持等	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
2号	資料2-1	24	資料2-1	113	資料「県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状」の修正について	修正	佐世保市	長崎県からの指摘による資料の修正について(口頭説明)	
2号	1-(4)	8			(4)施設整備事業に対する財政措置等について	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
2号	資料2-9	34	資料2-7	121	資料「急傾斜地崩壊対策事業 市別個所数一覧表」の修正について	修正	対馬市	長崎県からの指摘による資料2-1の修正について(口頭説明)	
2号	6-(5)	12	4-(5)	101	リチウムイオン電池等の適正処理について	修正	長崎市	長崎県からの指摘による議題取扱いについて(口頭説明)	参考資料2
2号	9	13	7	102	地方バス路線維持対策について	更新	雲仙市	更新議案であることから、その必要性について審議するもの	参考資料3
2号	13	16	10	106	離島航空路線の維持について	修正	壱岐市	内容修正について、審議するもの。	
2号			12	107	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	修正	平戸市	内容修正について、審議するもの。	参考資料4
2号			13	108	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	提言しない	諫早市	提言しない理由について、審議するもの。	
2号			14	109	空き家対策への支援について	更新	佐世保市	更新議案であることから、その必要性について審議するもの	
2号	21	20	17	110	石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について	見直し (提言しない)	大村市	提言しない理由について、審議するもの。	
2号	22	21			ふるさと納税に係る返礼品について	更新or 提言しない	松浦市 西海市	更新議案であるが、提言を行うか否か、その必要性について審議するもの	

議案番号	国	ページ	県	ページ	件名	区分	説明担当市	審議のポイント	参考資料
2号			18	111	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
5号	3-(1)、(3)	52	2-(1)、(3)	131	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	修正	長崎市	内容修正について、審議するもの。	
8号	1	60	1	135	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
8号	3	61	3	136	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
9号	2-(1)-②	64	1-(1)-②	139	(1)高規格道路の整備について ②島原道路の早期整備	修正	事務局	内容修正について、審議するもの。	
9号	2-(1)-④	65	1-(1)-④	140	(1)高規格道路の整備について ④長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現	修正	雲仙市	内容及び資料の修正について、審議するもの。	
9号	2-(1)-⑤	65	1-(1)-⑤	140	(1)高規格道路の整備について ④有明海沿岸道路(諫早市～鹿島市間)の調査検討	修正	雲仙市	内容及び資料の修正について、審議するもの。	
10号	1-(5)	78			(5)燃油高騰等対策の強化について	修正	五島市	内容修正について、審議するもの。	
10号	2-(3)	79	2-(3)-②	152	漁業就業者対策の充実について	修正	松浦市	長崎県からの指摘による修正について(口頭説明)	
11号			2	155	工業団地の整備について	更新or 提言しない	島原市 大村市	更新議案であるが、提言を行うか否か、その必要性について審議するもの	
14号	1	89			「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について	更新or 提言しない	長崎市 南島原市	更新議案であるが、提言を行うか否か、その必要性について審議するもの	

(別紙) 新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況

1. 市町別発生件数

市町	発生件数	うち疑似症患者数※	市町	発生件数	うち疑似症患者数※
諫早市	53		長与町	4	
大村市	30	6	時津町	11	1
平戸市	5		東彼杵町		
松浦市	2		川棚町		
対馬市			波佐見町	2	
壱岐市	4	2	小値賀町		
五島市	21		佐々町	3	
西海市			新上五島	3	
雲仙市	10	1	合計	158	10

県外事例		
------	--	--

2. 発生件数の内訳

性別		
男性	女性	非公表 確認中
77	81	0

検査経緯等		
新規	関連	確認中
31	96	31

年代										
10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳 以上	確認中
44	18	13	24	22	15	12	4	2	4	0

※疑似症患者数とは、感染者の同居家族の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断し届出した件数です。

※疑似症患者数については、令和4年1月24日付（令和4年1月28日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」に基づき、感染者の同居家族の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わず、臨床症状で診断した疑似症患者数を発生件数の内数として公表することになりましたのでお知らせします。

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

リチウム蓄電池等処理困難物対策集の公表等について（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品を廃棄物として処理する上で、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破碎処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただくため、令和2年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施しています。

令和3年度対策検討業務といたしましては、各都道府県及び各市町村の協力を得ながらの情報収集、市町村を対象としたモデル事業の実施並びに有識者等を集めた検討会の開催等を進めてきたところ、この度、それらの知見を取りまとめ、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を作成しました。

つきましては、令和3年4月7日付けの事務連絡において周知した内容等これまでの取組に加えて、各市町村等における対策検討及び実施に御活用されたく、下記について貴管内市町村等に周知いただき、火災事故等の未然防止に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

記

1. リチウム蓄電池等処理困難物対策集

以下、環境省ホームページにて公表しているため活用されたい。

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/recycle/libtaisaku.pdf>

2. 令和4年度対策検討業務について

令和4年度対策検討業務としては、市町村等を対象とした、リチウム蓄電池等対策検討及び導入のためのオンライン説明会の開催、個別コンサルティングの実施並びにヘルプデスクの設置等を予定している。詳細が分かり次第改めて周知するので、そちらも合わせて活用されたい。

(参考)

過去の事務連絡、リチウム蓄電池等対策のための広報資料等

環境省 HP：https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

4 地方バス対策

【目 的】

通学、通院などの日常生活に必要な不可欠な交通手段である乗合バス等の生活交通の維持確保を図るため、国、市町と連携して、乗合バスの不採算路線等に対して補助を行っています。

また、長崎県バス対策協議会においては、補助路線の運行計画や生活交通の確保方策等について協議・調整を行っています。

【概 要】

(1) 補助事業

①バス運行対策費補助金（国との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、広域的・幹線的な路線について国と連携して補助

- ・地域間幹線系統確保維持費補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）
- ・車両減価償却費等補助金（補助率 国 1/2、県 1/2）

②生活バス路線運行対策費補助金（市町との連携による補助）

地域が必要とするバス路線のうち、準広域的・準幹線的な路線について市町と連携して補助

- ・路線維持費補助金（補助率 県 1/2、市町 1/2）

事業名		バス運行対策費補助		生活バス路線運行対策費補助
		(地域間幹線系統確保維持費補助)	(車両減価償却費等補助)	(路線維持費補助)
補助対象事業者		不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者	国庫補助路線を運行する乗合バス事業者	①不採算の乗合バス路線を運行する乗合バス事業者 ②生活交通を確保するため、自ら運行する市町
補助対象の概要	複数市町	またがる	主として、国庫補助路線を運行する低床車両等にかかる減価償却費及び購入に係る金融費用を補助	—
	路線の長さ	—		10km以上
	運行回数	1日3回以上		1日3回以上
	輸送量	15～150人		9～150人
	中心市町等	アクセスすること		—
収支率等		—	—	経常収益が経常費用の55%以上
補助対象経費の額		経常費用見込額と経常収益見込額の差額（経常費用の45%を限度）	補助対象車両購入費 ①ワンステップバス1,300万円を限度 ②ノンステップバス1,500万円を限度 ③小型車両1,200万円を限度	経常費用と経常収益の差額
補助率		補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を国・県で1/2ずつ	補助対象経費の額を県・市町で1/2ずつ
その他		競合率・平均乗車密度による査定減あり	—	競合率による査定減あり

(2) 令和2年度補助実績

- バス運行対策費補助 289,343千円
- 生活バス路線運行対策費補助 8,080千円

(3) 令和3年度予算額

- バス運行対策費補助 209,551千円
- 生活バス路線運行対策費補助 64,168千円

(4) 長崎県バス対策協議会

- ・設置日 平成12年11月16日
- ・委員 国、県、関係市町、バス事業者、利用者代表等
- ・協議内容 補助路線の運行計画や路線廃止後の生活交通の確保方策等

(2)令和3年度当初の補助率

- 国指定文化財（文化財保存事業費関係国庫補助）への県費補助
 - ・民間（市町以外）が補助事業者分は、上限率（国庫補助残の1/3）で補助
 - ・市町の世界遺産関係の補助事業は、上限率（国庫補助残の2/5）
※補助対象経費の4.0%で補助
 - ・その他の事業については、国庫補助残の12%（補助対象経費の0.6/5）
- 県指定文化財は、上限率（補助対象経費の1/2）で補助

3. 文化財関係補助事業における注意事項

○国指定文化財への県費補助は「文化財保存事業費関係国庫補助金」を対象としており、「文化資源活用費補助金（文化財多言語解説整備事業など）」は、県費補助の対象外としております。

○市町への県費補助について、特定の市町が実施する大型事業へ補助金が集中しないよう、総事業費が高額になるほど補助率の調整を行っています。
※世界遺産関連の文化財以外の県費補助が対象

- 【総事業費 0円～1億円以下】補助対象経費×補助率(12%)
- 【総事業費 1億円超～2億円以下】補助対象経費×補助率(6%)
- 【総事業費 2億円超】県費補助なし

【例】

← 総事業費 →			
0円～100,000千円以下	100,000千円超 ～200,000千円以下	200,000千円超	
□□	□□	□□	
国庫補助残×12%	国庫補助残×6%	県費補助なし	
事業A(総事業費:71,700千円) ※県費補助額:4,302千円	【国庫】71,700×1/2=35,850千円 【県費補助】 (71,700-35,850)×12%=4,302千円		
事業B(総事業費:353,548千円) ※県費補助額:9,000千円	【国庫】100,000×1/2=50,000千円 【県費補助】 (100,000-50,000)×12%=4,302千円	【国庫】100,000×1/2=50,000千円 【県費補助】 (100,000-50,000)×6%=3,000千円	【国庫】153,548×1/2=76,744千円 【県費補助】なし

※県費補助率を12%(0.6/5)とした場合。

○指定文化財保存整備事業補助金（県費補助金）では、「契約締結後30日以内又は9月末（交付決定通知に記載）までに【実施状況報告書】を提出すること」としてはいますが、契約締結しているにもかかわらず提出していない事例が見られます。
契約締結後は、9月末を待つことなく30日以内に提出してください。

○「実績報告書」については、原則、事業の完了した日から30日を経過した日までに提出することとなっていますが、期限を過ぎて提出される事例が見られますので、提出期限は厳守してください。
また、補助事業の完了後は、速やかに提出してください。

長崎県市長会提出議案取扱い基準

- 1 各市における長崎県市長会への議案提出要件については、次のとおりとする。
 - (1) 県内複数の市に関係する共通の課題であり、複数の市から提案されたものであること。(共通性)
 - (2) 政府、国会において重点的に取り扱われている事項又は、長崎県市長会として重点的に取り扱う必要のある事項であること。(重要性)
 - (3) 原則として市長会で要望する以前に、各分野における協議会等の組織で十分に協議されたものであること。
 - (4) 要望する時期において、適切であること。(適時性、緊急性)
 - (5) 具体性に欠けるスローガンのような事項、軽微な補助制度の拡充強化を求める内容ではないこと。

- 2 継続議案の取扱いについて
 - (1) 市長会議において6回連続継続議案として要望されたものは、7回目の市長会議において提案される際は新規議案として取り扱い、提案要件も複数市からの提案であること等を満たすものであること。
 - (2) 継続議案を7回目の市長会議に提案する市においては、その時点での諸情勢を反映した要望文案とするとともに、要望の進捗状況等についても報告できるよう準備を行うこと。
 - (3) 新たに新規議案として承認された市長会議の次の市長会議から継続議案としての取扱いを適用する。
 - (4) 継続議案として7回目の市長会議において、新規議案としての要件を満たす議案の提案がない場合は、取り下げたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年8月27日から施行する。